

介護職員初任者研修等
(初任者・生活援助・実務者・認知症介護基礎)
受講料助成のご案内

令和 7 年 4 月から対象となる研修も追加し、さらに各研修の助成額も 10 割 になりました。是非ご活用ください！

杉並区では、「介護職員初任者研修」「生活援助従事者研修」「介護職員実務者研修」「認知症介護基礎研修」の受講料の助成を行っております。障害福祉サービスの事業所で勤務されている方は申請先が異なります。詳しくは障害者生活支援課事業者支援係までお問い合わせください。

介護職員初任者研修・生活援助従事者研修・実務者研修

【要件】

※法人や他の制度で一部でも助成している場合は対象になりません。

- ① 受講が修了し修了証をお持ちの方
- ② 上記①の受講が修了した日から 3 ヶ月以内に区内の介護事業所に勤務し、3 ヶ月以上勤務が継続している方（派遣は対象にはなりません）
※修了前に区内の介護事業所で勤務を開始している方も、修了日以降に 3 ヶ月以上の就労期間が必要です。修了日から 3 ヶ月経過していない場合は申請できません（非常勤で勤務している方は、3 ヶ月以上かつ従事時間が通算して 45 時間を超えて就労していることが条件）

【申請期限】全ての要件を満たした日の翌日から3ヵ月以内に申請してください。

（例 1 研修修了後に区内介護事業所に常勤で勤務を開始した場合）

研修修了日	令和7年4月15日
勤務開始	令和7年6月15日
申請可能期間	令和7年9月15日～令和7年12月15日まで

（例 2 研修修了前から区内介護事業所に常勤で勤務している場合）

研修修了日	令和7年4月15日
勤務開始	令和5年4月1日から継続して区内介護事業所で勤務中
申請可能期間	令和7年7月15日～令和7年10月15日まで

【助成額】 研修受講料の **10割**

※ただし、初任者研修は 8 万円、実務者研修は 12 万円、生活援助従事者研修は 5 万円が上限。

【必要書類】

- ・ 杉並区介護職員初任者研修等受講料助成金交付申請書（第 1 号様式）
- ・ 杉並区介護職員初任者研修等受講料助成金交付請求書（第 4 号様式）
- ・ 介護職員初任者研修等修了証（写し）
- ・ 申請者が研修費用を支払ったことを証明するもの（写し）
（研修名の記載された領収証、払込受領証、振込明細書など）
- ・ 資格取得後に継続して 3 ヶ月以上勤務している証明（事業所発行の勤務証明等）

※内容確認のため、証明書について問い合わせをすることがあります。

※証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。

【申請書類、提出方法及び提出先】

交付申請書、交付請求書はホームページ若しくは窓口にてお渡しいたします。
必要書類を【杉並区役所介護保険課事業者係】まで持参か郵送で提出してください。
交付申請書、交付請求書は朱肉を使う三文判、認印で押印してください。（スタンプ印は不可）

認知症介護基礎研修

【受講料を個人で全額負担している方の要件】

※法人や他の制度で一部でも助成している場合は対象になりません。

- ① 令和 6 年 4 月 1 日以降に認知症介護基礎研修を修了し、修了証をお持ちの方
- ② 上記①の受講が修了した日から 3 ヶ月以内に区内の介護事業所に勤務し、
3 ヶ月以上勤務※が継続している方（派遣は対象にはなりません）

※修了前に区内の介護事業所で勤務を開始している方も、修了日以降に 3 ヶ月以上の就労期間が必要です。修了の日から 3 ヶ月経過していない場合は申請できません（非常勤で勤務している方は、3 ヶ月以上かつ従事時間が通算して 45 時間を超えて就労していることが条件）

【受講料を法人で全額負担している方の要件】

※他の制度で一部でも助成している場合は対象になりません。

- ① 令和 6 年 4 月 1 日以降に認知症介護基礎研修を修了し、修了証の交付を受けた者を区内の介護サービス事業所において直接雇用する法人であること。
- ② 当該職員の認知症介護基礎研修の受講料全額を負担していること

- ③ 当該職員を修了日から3ヵ月以内に区内の介護事業所で雇用し、3ヵ月以上勤務が継続していること（派遣は対象にはなりません）

【申請期限】

全ての要件を満たした日の翌日から3ヵ月以内に申請してください。
ただし令和7年度中に交付申請をする場合に限り、令和6年度の研修修了分も対象となります。

【助成額】 「認知症介護基礎研修」の受講料の10割

【必要書類】

- ・杉並区介護職員初任者研修等受講料助成金交付申請書（第1号様式）
- ※法人申請の場合は裏面の助成対象者一覧も忘れずに作成下さい。
- ・杉並区介護職員初任者研修等受講料助成金交付請求書（第4号様式）
- ・認知症介護基礎研修の修了証（写し）
- ・申請者が研修費用を支払ったことを証明するもの（写し）
- （研修名の記載された領収証、払込受領証、振込明細書など）
- ・資格取得後に継続して3ヵ月以上勤務している証明（事業所発行の勤務証明等）

※内容確認のため、証明書について問い合わせをすることがあります。

※証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。

【申請書類、提出方法及び提出先】

交付申請書、交付請求書はホームページ若しくは窓口にてお渡しいたします。
必要書類を【杉並区役所介護保険課事業者係】まで持参か郵送で提出してください。交付申請書、交付請求書は朱肉を使う三文判、認印で押印してください。（スタンプ印は不可）。

法人申請の場合は法人印（社判ではなく代表者印）で押印をお願いいたします。

【問合せ先】

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
杉並区役所介護保険課事業者係
電話 3312-2111 内線 1337